

令和6年度 宜野湾市公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務名

令和6年度 宜野湾市公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託

2. 目的

本市は、第2次宜野湾市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】において、温室効果ガス削減の長期目標として、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラルの実現）と設定している。本業務は、脱炭素社会の実現に向けた基礎資料として、太陽光発電設備が設置可能な公共施設を調査・分析するとともに、将来的な太陽光発電施設の導入対象施設と導入の事業スキームを検討することを目的とする。

また、実施にあたっては、「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業（第2号事業）」の主旨を理解した専門的な知識がある者を公募型プロポーザル方式により選考し、受託者を選定した上で業務委託を行うものとする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日までとする。

4. 委託上限価格

6,921,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額の範囲内で効果的な業務を企画提案すること。

ただし、上記金額は契約額や予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

5. 委託業務内容

「令和6年度 宜野湾市公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託仕様書」のとおり。

6. 応募資格

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に本社若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。
- (2) 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。
- (6) 法人の滞納のない証明書を提出できる者であること（事業所所在地の市町村自治体で発行）。

【共同企業体の場合】

- ・共同事業体（JV）の形態をとる場合には、代表となる企業を 1 者置き、当該共同企業体の全ての構成員が上記、（1）～（6）の要件を満たしていること。
- ・代表企業は他の共同企業体及び単体企業として重複参加することは出来ない。

7. 応募手続き

- (1) 参加表明書等の提出

- ① 提出書類

提出書類、様式	留意事項	提出部数
ア 参加表明書 (様式第 1 号)		1 部
イ 会社概要書 (様式第 2 号)		1 部
ウ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）	発行日から 3 か月以内のものに限る	1 部
エ 法人の滞納のない証明書	事業所所在地の市町村自治体で発行	1 部
オ 共同企業体協定書	共同企業体で応募する場合のみ提出	1 部

※共同企業体で応募する場合、イ・ウ・エは構成員ごとに提出すること。

② 提出期間

令和6年5月20日（月）から6月7日（金）午前中まで

※土日祝日を除く9時から17時までとする。

③ 提出方法及び提出場所

持参（宜野湾市役所別館2F 環境対策課窓口）

④ 参加資格の決定及び通知

参加表明書等の提出があった者の参加資格を審査し、参加資格を有すると認められた者にその旨を通知する。審査の結果、参加資格を有しないとされた者についてもその旨を通知するものとする。

・ 通知期日：令和6年6月10日（月）

・ 通知方法：電話もしくはメール等で通知し、後日、書面により通知する。

(2) 提案書及び見積書の提出

① 提出書類

書類については、各10部提出。1部は原本で提出。残りは写し可とする。

提出書類、様式	留意事項	提出部数
① 提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4版、カラー、両面印刷（片面印刷でも可）。 ・ 表紙及び目次をつけること。 ・ 総ページは、概ね30ページ以内とする。 ・ 各ページに番号をふり、ホチキス2ヶ所で綴じること（長辺綴）。 ・ やむを得ずA3版を使用する場合は、折り込みとする。 	10部
② 業務実績調書 (様式第3号)	本件業務と類似の業務実績がある場合はその契約書等の写しを添付すること	10部
③ 管理技術者の経歴及び実績等調書 (様式第4号)	添付資料として、資格証明写し等を添付すること。	10部
④ 担当技術者調書 (様式第5号)	添付資料として、資格証明写し等を添付すること。	10部
⑤ 業務実施体制 (様式第6号)	配置する管理技術者及び担当技術者全員を記載すること。	10部
⑥ 見積書（任意様式）	・ 積算根拠を明らかにした見積書内	10部

	訳書を添付すること。 ・各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、6,921,000円以内（消費税込み）の範囲内で見積もること。 ・値引き額を記載しないこと。	
--	---	--

② 提出期限

令和6年6月17日（月）17時まで

③ 提出方法及び提出場所

持参（宜野湾市役所別館2F 環境対策課窓口）

8. 質問期間および回答期間

本プロポーザルに関する質問は、当要領、仕様書及び提案書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

なお、質問は様式第7号を記入の上、事務局あてメールにて提出するものとする。

- ・ 質問期間：6月10日（月）まで
- ・ 回答期間：6月14日（金）まで

9. 委託契約候補者の選定方法

各社から提出のあった提案書及び見積書等を宜野湾市公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、各委員が総合的に判断し順位をつけ、1位とされた数が最も多い提案者と契約締結の交渉を行う。ただし、1位とされた者が同数あった場合、委員のつけた点数の総合得点の多い者を選定することとする。総合得点と同数であった場合は委員が協議して決定する。なお、選定された提案者との契約交渉が不調となった場合には、次点の者と契約締結の交渉を行うこととする。なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施することとする。

(1) 一次書類審査

6者以上の応募があった場合は、審査委員会による企画提案等の一次書類審査を行い、5者をプレゼンテーション審査対象として選定する。

一次書類審査の結果は、令和6年6月24日（月）までに電話もしくはメール等で通知し、後日、書面により通知するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

- ・ 日時：令和6年7月2日（火）9時30分～
- ・ 会場：第三常任委員会室（宜野湾市役所3F）
- ・ 方法：プレゼンテーションの説明時間は1提案者あたり15分とし、質問時間

を10分とする。プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づき行うものとし、追加資料の提出、当日の内容変更は認めない。また、審査委員が容易に内容を理解できるよう、説明は簡潔にすること。パソコンやプロジェクター等の機器を使用する場合、プロジェクター、スクリーンについては市が用意し、その他の必要機器については提案者が用意することとする。プレゼンテーションの順番は事務局が実施する「くじ」により決定するものとし、1提案者につき3名までの入室を認め、業務総括責任者は必ず出席すること。

(3) 審査に係る評価対象項目等

評価項目	評価基準
① 会社の業績	同種又は類似業務の実績があり、適切な経験及び実績を有しているか。
② 予定技術者の保有資格及び実績	予定技術者の業務遂行能力及び人員配置
③ 実施体制・役割分担・スケジュール	業務遂行できる実施体制が構築されているか。 効率的かつ効果的な実施スケジュールか。
④ 業務の目的及び趣旨の理解	本業務の目的及び趣旨を理解し、公共施設等への太陽光発電設備を導入していく上で生じる課題の整理や現状分析方法が具体的かつ適切な内容となっているか。
⑤ 地域特性、環境特性等の調査・検討	市の地域特性や環境特性などの検討方法が適切な内容となっているか。
⑥ 設置施設、場所、負荷及び規模等の調査・検討	設置施設・場所の選定、負荷及び規模について、適切な判断基準が示されているか。 また、将来の設備導入も踏まえた上で効果的な導入調査の実現が見込めるか。
⑦ 発電量及び日射量等の調査・検討	導入先となる公共施設等における太陽光発電設備の導入可能性等の検討方法は、日射量や各施設のエネルギー需給状況、将来の設備導入などを考慮した具体的かつ適切なものとなっているか。
⑧ 地域の経済・社会にもらす効果等の分析や事業採算性を評価するための調査・検討	太陽光発電設備の導入による経済性、公益性への効果の分析や事業採算性を評価するための適切かつ具体的な調査検討方針が示されているか。

⑨ 見積額	見積額による審査
-------	----------

(4) 選定結果の通知

プレゼンテーションを行った提案事業者に対し、文書にて通知する。

なお、評価シート等、審査評価の経過については公開しない。

発送予定：令和6年7月3日（水）

10. 失格事由及びその他留意事項について

- (1) 参加表明書等または提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を取消し、契約締結の保留または契約の解除等の措置をとるものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書等及び提案書等は、それぞれの提出期限までは内容の変更等を認めることとするが、内容の変更等を行う場合は、提出期限内に変更後の書類等を提出すること。
- (4) 本プロポーザルの提案書作成のために本市から受領した資料等は、無断で公表または使用してはならない。
- (5) 提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (6) 当該業務は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の活用を前提として実施するものであり、最優秀提案者との契約手続は補助金の交付決定後に行うものとする。また、本補助事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しない場合がある。

事務局

宜野湾市野嵩 1-1-1

宜野湾市役所 市民経済部 環境対策課 環境指導係

担当：岡本、佐喜眞

TEL：(098) 893-4411 内線 2612

FAX：(098) 893-4410

E-mail: Shimin08@city.ginowan.okinawa.jp

(参考) 選定スケジュール

内容	実施期間または期日
業務委託応募受付 (市 HP への情報掲載)	令和6年5月20日(月)
参加表明書等の提出 (実施要領7-(1))	令和6年6月7日(金) 午前中まで
参加資格の決定及び通知 (実施要領7-(1)-④)	令和6年6月10日(月)
質問書受付期間 (実施要領8)	令和6年6月10日(月) まで
質問回答期間 (実施要領8)	令和6年6月14日(金) まで
提案書及び見積書の提出 (実施要領7-(2))	令和6年6月17日(月) 17時まで
一次書類審査結果の通知 (実施要領9-(1))	令和6年6月24日(月)
プレゼンテーション審査 (実施要領9-(2))	令和6年7月2日(火) 9時30分～
プレゼンテーション審査結果の 通知 (実施要領9-(4))	令和6年7月3日(水) 発送予定
委託契約の締結	令和6年7月中旬予定